

○共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年 6 月 30 日付国自審第 534 号）

令和 2 年 10 月 30 日改正

国自審第 1259 号

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p><b>共通構造部型式指定実施要領</b></p> <p>目次（略）</p> <p>第 1～第 4（略）</p> <p>第 5 変更届</p> <p>1 共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（共通構造部指定規則第 3 条第 2 項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。</p> <p>なお、共通構造部指定規則第 3 条第 2 項第 1 号、第 3 号<u>から第 5 号までの</u>書面で、項目等の追加により 2 葉となる場合等にあってはこの限りでない。</p> <p><u>2 共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 1 号第 2 欄の国土交通大臣が定める事項は別表左欄第 9 号の検査用機械器具の一覧表（同号の変更の管理に関する手順に記載されている場合に限る。）とする。</u></p> <p><u>3・4</u>（略）</p> <p>第 6～第 14（略）</p> <p>別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第 4 関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付書面</th><th>記載要領等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>8 申請に係る特定共通構造部の<u>品質</u><u>1</u> 次に掲げる事項を記載すること。 <u>管理システムに係る業務組織及び実</u><u>（1）品質管理システムに係る業務組</u> <u>施要領</u>を記載した書面（申請者が</td><td><u>織</u></td></tr> </tbody> </table>	添付書面	記載要領等	1～7（略）	（略）	8 申請に係る特定共通構造部の <u>品質</u> <u>1</u> 次に掲げる事項を記載すること。 <u>管理システムに係る業務組織及び実</u> <u>（1）品質管理システムに係る業務組</u> <u>施要領</u> を記載した書面（申請者が	<u>織</u>	<p><b>共通構造部型式指定実施要領</b></p> <p>目次（略）</p> <p>第 1～第 4（略）</p> <p>第 5 変更届</p> <p>1 共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（共通構造部指定規則第 3 条第 2 項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。</p> <p>なお、共通構造部指定規則第 3 条第 2 項第 1 号、第 3 号<u>及び第 4 号</u>の書面で、項目等の追加により 2 葉となる場合等にあってはこの限りでない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>2・3</u>（略）</p> <p>第 6～第 14（略）</p> <p>別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第 4 関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付書面</th><th>記載要領等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>8 申請に係る特定共通構造部の<u>品質</u><u>1</u> 次に掲げる事項を記載すること。 <u>管理体制</u>を記載した書面（申請者が ISO 第 9001 号等を取得している場</td><td><u>1 申請に係る特定共通構造部の検査</u> <u>の業務組織（担当部署名を含む。）</u></td></tr> </tbody> </table>	添付書面	記載要領等	1～7（略）	（略）	8 申請に係る特定共通構造部の <u>品質</u> <u>1</u> 次に掲げる事項を記載すること。 <u>管理体制</u> を記載した書面（申請者が ISO 第 9001 号等を取得している場	<u>1 申請に係る特定共通構造部の検査</u> <u>の業務組織（担当部署名を含む。）</u>
添付書面	記載要領等												
1～7（略）	（略）												
8 申請に係る特定共通構造部の <u>品質</u> <u>1</u> 次に掲げる事項を記載すること。 <u>管理システムに係る業務組織及び実</u> <u>（1）品質管理システムに係る業務組</u> <u>施要領</u> を記載した書面（申請者が	<u>織</u>												
添付書面	記載要領等												
1～7（略）	（略）												
8 申請に係る特定共通構造部の <u>品質</u> <u>1</u> 次に掲げる事項を記載すること。 <u>管理体制</u> を記載した書面（申請者が ISO 第 9001 号等を取得している場	<u>1 申請に係る特定共通構造部の検査</u> <u>の業務組織（担当部署名を含む。）</u>												

<p>ISO 第 9001 号等を取得している場合（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。）にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）</p>	<p>(2) <u>申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。</u></p> <p>(i) <u>品質管理システムの方針及び目標</u></p> <p>(ii) <u>品質管理システムに係る計画</u></p> <p>(iii) <u>品質管理システムに係る評価の方法</u></p> <p>(iv) <u>継続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。）</u></p> <p>2 ISO 第 9001 号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。</p>	<p>合（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。）にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。）</p>	<p><u>及び実施要領（検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。）について記載すること。</u></p> <p>（新設）</p> <p>2 ISO 第 9001 号等を取得している場合は、取得証明書（写し）を添付すること。</p>
<p><u>9 申請に係る特定共通構造部の共通構造部指定規則第 3 条第 2 項第 5 号の検査実施要領</u></p>	<p><u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>1 <u>検査の業務組織</u></p> <p>2 <u>検査の実施要領（該当する協定規</u></p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

	<p><u>則に基づく検査を含む。)</u></p> <p><u>(1) 検査の実施項目</u></p> <p><u>(2) 検査の実施方法</u></p> <p><u>(3) 検査の実施方式</u></p> <p><u>(4) 検査用機械器具の一覧表</u></p> <p><u>前2号に掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。</u></p>		
<u>10・11</u> (略)	(略)	<u>9・10</u> (略)	(略)
<u>12</u> 共通構造部指定規則第3条第2項 <u>第8号</u> に該当する者にあっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)	<u>11</u> 共通構造部指定規則第3条第2項 <u>第7号</u> に該当する者にあっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)
<u>13</u> (略)	(略)	<u>12</u> (略)	(略)

備考1 (略)

別紙1～別紙2 (略)

第1号様式～第2号様式の2 (略)

別記様式 (略)

附則1 (略)

附則2 共通構造部型式指定申請書等提出要領

第1～第4 (略)

別表第1 (申請書等の添付書面／審査・リコール課用) (第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～9	(略)	(略)

備考1 (略)

別紙1～別紙2 (略)

第1号様式～第2号様式の2 (略)

別記様式 (略)

附則1 (略)

附則2 共通構造部型式指定申請書等提出要領

第1～第4 (略)

別表第1 (申請書等の添付書面／審査・リコール課用) (第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1～9	(略)	(略)

10	<p>申請に係る特定共通構造部の<u>品質管理システム</u>に係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合に限る。）にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。</p>	<p><u>1 次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>(1) <u>品質管理システムに係る業務組織</u></p> <p>(2) <u>申請に係る特定共通構造部の品質管理システムに係る実施要領として、次に掲げる事項を規定した規定類の名称を記載すること。</u></p> <p>(i) <u>品質管理システムの方針及び目標</u></p> <p>(ii) <u>品質管理システムに係る計画</u></p> <p>(iii) <u>品質管理システムに係る評価の方法</u></p> <p>(iv) <u>継続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。）</u></p> <p><u>2 ISO第9001号等を取得している事実を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。</u></p>	10	<p>申請に係る特定共通構造部の<u>品質管理</u>に係る業務組織及び<u>品質管理</u>の実施要領を記載した書面（申請に係る特定共通構造部に関し、主たる製作工場について申請者が国際標準化機構（以下「ISO」という。）第9001号の規格等を取得している場合に限る。）にあっては、取得している事実を証する書面に代えることができる。</p>	<p><u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>1 <u>申請に係る特定共通構造部の検査の業務組織（担当部署名を含む。）及び実施要領（検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。）について記載すること。</u></p> <p>2 <u>申請者がISO第9001号の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面であっても差し支えなく、これらを取得している場合は、取得証明書（写し）を添付すること。この場合において、EN(European Norm)ISO9001、JIS（日本産業規格）Q9001又はIATF16949の各規格はISO9001と同等以上の規格の例とする。</u></p>
11	<p><u>申請に係る特定共通構造部の共通構造部指定規則第3条第2項</u></p>	<p><u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>1 <u>検査の業務組織</u></p>		<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

	<u>第5号の検査実施要領</u>	<u>2 検査の実施要領(該当する協定規則に基づく検査を含む。)</u> <u>(1) 検査の実施項目</u> <u>(2) 検査の実施方法</u> <u>(3) 検査の実施方式</u> <u>(4) 検査用機械器具の一覧表</u> <u>前2号に掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を提出することができる。</u>		
<u>12・13</u>	(略)	(略)	<u>11・12</u>	(略)
<u>14</u>	(略)	型式指定申請において、共通構造部 型式指定規則第3条第2項 <u>第8号</u> に限る。	<u>13</u>	(略) 型式指定申請において、共通構造部 型式指定規則第3条第2項 <u>第7号</u> に限る。
<u>15・16</u>	(略)	(略)	<u>14・15</u>	(略)
備考 (略)		備考 (略)		
別表第2 (略)		別表第2 (略)		
別記様式 (略)		別記様式 (略)		
別紙様式1 (略)		別紙様式1 (略)		
別紙様式2 (略)		別紙様式2 (略)		
附則3・附則4		附則3・附則4		
附則5		附則5		
第1～第3 (略)		第1～第3 (略)		
別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領		別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領		
1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56及び59		1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56及び59		

から6.4に分けて分類する。

2～4 (略)

	添付書面名	ファイル名
1～33	(略)	(略)
34	<u>品質管理システム</u> に係る業務組織及び実施要領を記載した書面	(略)
35～63	(略)	(略)
64	<u>変更管理手順</u>	<u>henkou</u>

別紙2 (略)

附則6 (略)

附則

(適用時期)

R 2. 10. 30 改正

1. 本改正規定は、令和3年4月1日より施行する。

から6.3に分けて分類する。

2～4 (略)

	添付書面名	ファイル名
1～33	(略)	(略)
34	<u>品質管理</u> に係る業務組織及び <u>品質管理</u> の実施要領を記載した書面	(略)
35～63	(略)	(略)
	(新設)	(新設)

別紙2 (略)

附則6 (略)